

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の検討規準（案） （令和 7 年 11 月 11 日時点）

以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害化学物質を分類する。

（１）食品安全を確保する観点（リスクベース）

１）危害要因の毒性

H：耐容摂取量（TDI 等）や急性参照用量（ARfD）などの健康影響に基づく指標値（以下「HBGV」という。）が小さく、不可逆的な影響がある。

M：HBGV は中程度であり、不可逆的な影響がある。HBGV は小さいが、影響は可逆的である。または、現時点で、十分な情報がない。

L：HBGV が大きい。または、HBGV は中程度であるが、影響は可逆的である。

２）危害要因の含有実態

日本における農林水産物／食品中の含有実態から判断

H：含有濃度が高く、複数の食品群に含まれる。または、含有濃度が中程度であるが、多数の食品群に含まれる。

M：含有濃度が中程度であり、複数の食品群に含まれる。含有濃度が高いが、単一の食品群にのみ含まれる。含有濃度が低いが、多数の食品群に含まれる。または、現時点で、十分な情報がない。

L：含有濃度が低く、含まれる食品群が限られている。または、含有濃度が中程度であるが、単一の食品群にのみ含まれる。

３）ばく露（危害要因の摂取量）の推定

日本におけるばく露評価、或いは毒性及び含有実態から推定

H：経口摂取量が多い（例えば、平均的なばく露が耐容摂取量の 1 割以上など）。または、食中毒など急性毒性による健康被害の報告が例年複数ある。

M：経口摂取量が中程度（例えば、平均的なばく露が耐容摂取量の 100 分の 1 以上 1 割未満）。食中毒など急性毒性による健康被害の報告が稀にある。または、現時点で、十分な情報がない。

L：経口摂取量が少ない（例えば、平均的なばく露が耐容摂取量の 100 分の 1 未満）。または、食中毒など急性毒性による健康被害の報告が確認されていない。

４）国内における食品または飼料のリスク管理の取組状況

H：実施規範または基準値を、策定済または策定に向けて検討中。

L：現時点で、実施規範または基準値の策定予定がない（基準値の設定について検討や審議が行われ、現時点では不要と判断されたものを含む）。

(2) 関係者の関心の程度

生産者・食品事業者、消費者、地方自治体、研究者等の関係者を対象としたアンケート調査の結果やリスクコミュニケーションを通じた関係者の意見等に基づき、危害要因ごとにH、M、Lの3段階で分類

H：相対的に関心の程度がとても高い。

M：相対的に関心の程度がある程度高い。

L：上記のいずれにも該当しない。

(3) 国際的動向

1) リスク評価の取組状況

以下の事項について、次に示す規準により判断

- FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討
- 海外におけるリスク評価の取組状況

H：国際機関で評価済みまたは検討中である。

M：一部の国・地域で評価済みである。

L：上記のいずれにも該当しない。

2) リスク管理の取組状況

以下の事項について、次に示す規準により判断

- コーデックス委員会食品汚染物質部会(CCCF)等における実施規範や基準値作成の検討
- 海外におけるリスク管理の取組状況

H：国際機関でリスク管理措置が決定済みまたは検討中である。

M：一部の国・地域でリスク管理措置が決定済みである。

L：上記のいずれにも該当しない。

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の検討規準（新旧対照表）

改訂案	現行
○農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の検討<u>規準</u> 以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害化学物質を分類する。 (1) 食品安全を確保する観点(リスクベース) 1) 危害要因の毒性 H : 耐容摂取量 (TDI 等) <u>や急性参照用量 (ARfD) などの健康影響に基づく指標値 (以下「HBGV」という。)</u> が小さく、不可逆的な影響がある。 M : <u>HBGV</u> は中程度であり、不可逆的な影響がある。 <u>HBGV</u> は小さいが、影響は可逆的である。 <u>または、現時点で、十分な情報がない。</u> L : <u>HBGV</u> が大きい。 <u>または、HBGV</u> は中程度であるが、影響は可逆的である。 2) 危害要因の含有実態 <u>日本における農林水産物／食品中の含有実態から判断</u> H : 含有濃度が高く、複数の食品群に<u>含まれる</u>。 <u>または、含有濃度が中程度であるが、多数の食品群に含まれる。</u> M : 含有濃度が中程度であり、複数の食品群に<u>含まれる</u>。	○農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の検討<u>基準</u> 以下の項目について検討し、優先的にリスク管理を行う有害化学物質を分類する。 (1) 食品安全を確保する観点(リスクベース) 1) 危害要因の毒性 H : 耐容摂取量 (TDI 等) が小さく、不可逆的な影響がある。 M : <u>耐容摂取量</u> は中程度であり、不可逆的な影響がある。 <u>耐容摂取量</u> は小さいが、影響は可逆的である。 <u>現時点で、十分な情報がない場合。</u> L : <u>耐容摂取量</u> が大きい。 <u>耐容摂取量</u> は中程度であるが、影響は可逆的である。 2) 危害要因の含有実態 H : <u>農林水産物／食品中の含有濃度</u> が高く、複数の食品群に<u>含有される</u>。 <u>農林水産物／食品中の含有濃度</u> が中程度であるが、多数の食品群に<u>含有される</u>。 M : <u>農林水産物／食品中の含有濃度</u> が中程度であり、複数の食品

改訂案	現行
含有濃度が高いが、単一の食品群に<u>のみ含まれる</u>。 含有濃度が低いが、多数の食品群に<u>含まれる</u>。 または、現時点で、十分な情報がない。 L：含有濃度が低く、<u>含まれる食品群が</u>限られている。 または、含有濃度が中程度であるが、単一の食品群に<u>のみ含まれる</u>。 3) <u>ばく露</u>（危害要因の摂取量）の推定 日本における<u>ばく露</u>評価、或いは毒性及び含有実態から推定 H：経口摂取量が多い（例えば、<u>平均的なばく露が</u>耐容摂取量の1割以上など）。 または、<u>食中毒など急性毒性による健康被害の報告が例年複数ある</u>。 M：経口摂取量が中程度（例えば、<u>平均的なばく露が</u>耐容摂取量の100分の1以上1割未満）。 <u>食中毒など急性毒性による健康被害の報告が稀にある</u>。 または、現時点で、十分な情報がない。 L：経口摂取量が少ない（例えば、<u>平均的なばく露が</u>耐容摂取量の100分の1未満）。 または、<u>食中毒など急性毒性による健康被害の報告が確認されていない</u>。	群に<u>含有される</u>。 <u>農林水産物／食品中の</u>含有濃度が高いが、単一の食品群に<u>しか含有されない</u>。 <u>農林水産物／食品中の</u>含有濃度が低いが、多数の食品群に<u>含有される</u>。 現時点で、十分な情報がない<u>場合</u>。 L：<u>農林水産物／食品中の</u>含有濃度が低く、<u>含有される食品群は</u>限られている。 <u>農林水産物／食品中の</u>含有濃度が中程度であるが、単一の食品群に<u>しか含有されない</u>。 3) <u>暴露</u>（危害要因の摂取量）の推定 日本における<u>暴露</u>評価、或いは毒性及び含有実態から<u>の推定</u> H：経口摂取量が多い（例えば、耐容摂取量の1割以上など）。 M：経口摂取量が中程度（例えば、耐容摂取量の100分の1以上1割未満）。 現時点で、十分な情報がない<u>場合</u>。 L：経口摂取量が少ない（例えば、耐容摂取量の100分の1未満）。

改訂案	現行
<u>4) 国内における食品または飼料のリスク管理の取組状況</u> <u>H：実施規範または基準値を、策定済または策定に向けて検討中。</u> <u>L：現時点で、実施規範または基準値の策定予定がない（基準値の設定について検討や審議が行われ、現時点では不要と判断されたものを含む）。</u> <u>(2) 関係者の関心の程度</u> <u>生産者・食品事業者、消費者、地方自治体、研究者等の関係者を対象としたアンケート調査の結果やリスクコミュニケーションを通じた関係者の意見等に基づき、危害要因ごとにH、M、Lの3段階で分類</u> <u>H：相対的に関心の程度がととも高い。</u> <u>M：相対的に関心の程度がある程度高い。</u> <u>L：上記のいずれにも該当しない。</u> <u>(3) 国際的動向</u>	<u>(2) 関係者の関心度</u> <u>リスクコミュニケーション等を通じた関係者・国民の関心</u> <u>H：非常に関心がある。</u> <u>M：関心がある。</u> <u>L：あまり関心がない。</u> <u>－：知らなかった。</u> <u>(3) 国際的動向</u> <u>○ コーデックス食品汚染物質部会(CCCF)における実施規範や基準値作成の検討。</u> <u>○ FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討。</u> <u>○ 海外におけるリスク管理の取組状況</u> <u>H：国際機関で既に何らかの決断がなされているか、検討中である。</u>

改訂案	現行
<u>1) リスク評価の取組状況</u> <u>以下の事項について、次に示す規準により判断</u> <u>・ FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) や関連する国際的専門家会合におけるリスク評価の検討</u> <u>・ 海外におけるリスク評価の取組状況</u> <u>H：国際機関で評価済みまたは検討中である。</u> <u>M：一部の国・地域で評価済みである。</u> <u>L：上記のいずれにも該当しない。</u> <u>2) リスク管理の取組状況</u> <u>以下の事項について、次に示す規準により判断</u> <u>・ コーデックス委員会食品汚染物質部会 (CCCF) 等における実施規範や基準値作成の検討</u> <u>・ 海外におけるリスク管理の取組状況</u> <u>H：国際機関でリスク管理措置が決定済みまたは検討中である。</u> <u>M：一部の国・地域でリスク管理措置が決定済みである。</u> <u>L：上記のいずれにも該当しない。</u>	<u>M：一部の国・地域で既に何らかの決断がなされている。</u> <u>L：上記のいずれにも該当しない。</u>